

郡山市国際大会及び世界地域選手権大会出場激励金支給要綱

平成27年4月1日制定

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際大会又は世界地域選手権大会（以下「大会」という。）の出場に伴い、本市の体育・スポーツの振興を図るため、当該大会に出場する選手に対する激励金支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の範囲)

第2条 激励金を支給する大会は、順位を決定する次のいずれかの大会とする。

- (1) オリンピック競技会
- (2) 世界選手権大会
- (3) アジア大会
- (4) ユニバーシアード
- (5) ワールドカップ

(対象及び額)

第3条 激励金の対象となる者は、本市に住所を有する者とし、激励金の額は、次の表のとおりとする。

区分	激励金の額
前条第1号の大会	300,000 円以内
前条第2号の大会	100,000 円以内
前条第3号の大会	70,000 円以内
前条第4号の大会	70,000 円以内
前条第5号の大会	70,000 円以内

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。